

原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化 (原子力災害対策事業費補助金)

内閣府(一般会計)

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

原子力発電施設の立地道県等が、原子力災害対策指針に基づき行う、以下の取組について充実・強化を図る必要があります。

- ①要援護者や住民等の屋内退避施設の放射線防護
- ②現地の緊急時対策拠点施設の放射線防護
- ③放射線防護対策施設での屋内退避の実施に必要となる資機材・物資の備蓄

○事業の内容・実施項目

① 要援護者等の屋内退避施設の放射線防護対策事業

緊急時に即時避難が困難な病院や社会福祉施設の入所者等の要援護者や住民が屋内退避するための建物の放射線防護対策を行うとともに、当該施設等での屋内退避の実施に必要となる資機材・物資の備蓄を補助します。

② 現地の対策拠点施設の放射線防護対策事業

原子力災害対策の拠点施設であって、緊急時の放射線量率が高い中でも職員等が即時避難することなく、一定期間当該施設で緊急時対応を実施する必要があるものについて、放射線防護対策に要する費用を補助します。

*：対象とする施設は耐震性等の基準を満たすことが必要。

事業のスキーム



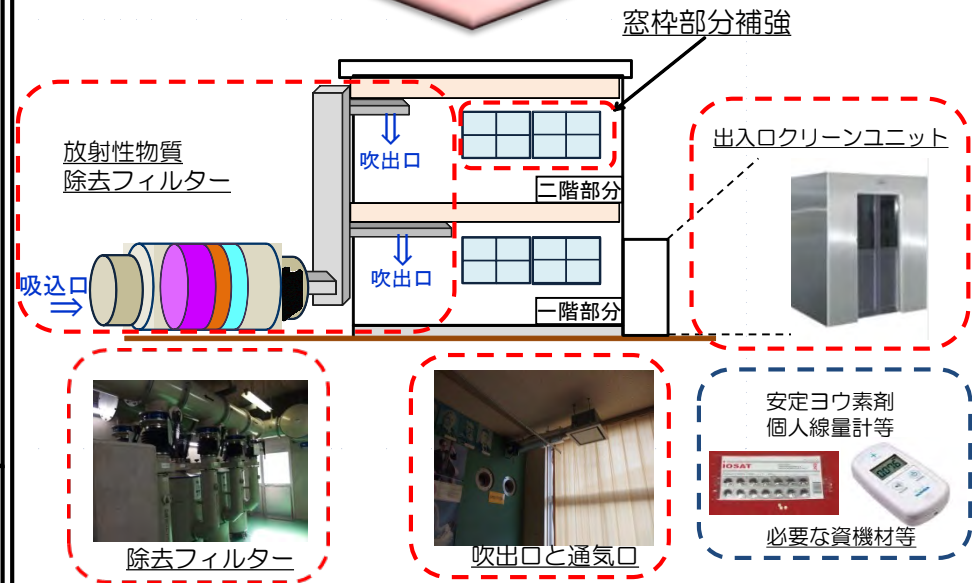
具体的な成果イメージ



屋内退避施設

現地の対策拠点施設

原子力災害対策事業費補助金



放射線防護対策のイメージ図